

4 新公会計事務

建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
南部流域下水道事務所	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、大阪府公有財産台帳等処理要領別表4に基づき、費用として計上すべきものを誤って建設仮勘定に計上されたままとなっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="433 684 1184 1205"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>総支出金額</th> <th>費用計上すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その1)</td> <td>10,782,720円</td> <td>325,509円</td> </tr> <tr> <td>南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その2)</td> <td>2,916,000円</td> <td>759,093円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,698,720円</td> <td>1,084,602円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	総支出金額	費用計上すべき金額	南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その1)	10,782,720円	325,509円	南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その2)	2,916,000円	759,093円	合計	13,698,720円	1,084,602円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。 また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 別表4 固定資産計上基準表 (固定資産計上の基本方針)</p> <ol style="list-style-type: none"> 取得時点での取引価格(購入代価等)だけでなく、その財産を取得するために要した付随的支出(詳細設計費など)も含めて資産として計上する。 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 日常の維持管理、及びき損・損耗した財産の原状回復等機能維持に要した支出については資産計上しない。 既存施設の撤去解体に要した支出については資産計上しない。 </div>	<p>当該建設仮勘定の金額を含め、誤って建設仮勘定に計上されたままとなっていたものについては全て修正を完了し、精算処理を実施した。 財務処理を担当している総務グループ内で、「操作マニュアル」を作成し、周知徹底を図るとともに、財務会計システムの支出命令同時に、事業複式仕分の操作画面を複数回確認するなど、チェックを強化した。 今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領及び大阪府建設仮勘定取扱要領に基づき、適正な事務処理に努める。</p>
契約件名	総支出金額	費用計上すべき金額													
南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その1)	10,782,720円	325,509円													
南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンター濃縮機械設備更新工事(その2)	2,916,000円	759,093円													
合計	13,698,720円	1,084,602円													

		<p>【建設仮勘定取扱要領】 (建設仮勘定の精算)</p> <p>第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取 得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得につい ては、その所有権の取得の日。</p> <p>(2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。な お、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(3) 物権は、それを設定した日。</p> <p>(4) 無体財産権は、それを登録した日。</p> <p>(5) 出資による権利及び信託の受益権は、それを出資及 び信託した日。</p> <p>(参考) 建設仮勘定の精算処理について 「新公会計制度マニュアル」第一章 新公会制度の概要、2 新公会計制度特有の会計処理 5 建設仮勘定 より</p> <p>○ 建設仮勘定は、建設中の固定資産の取得に要した費用に ついて、その施設等が完成し、引き渡しを受けるまでの間、 又は供用が開始されるまでの間において一時的にプールす るための勘定です。新規取得、改修にかかわらず、その資 産価値の上昇を伴う工事等で公有財産台帳等に登録される ものが対象となります。</p> <p>○ 工事が完了して、供用開始となった時点で固定資産台帳 (公有財産システム) への記録を行います。併せて、財 務会計システムで建物、工作物など整理すべき勘定への精 算処理を行うことで、本勘定への振替が行われます。</p> <p>○ 一部、または全部が費用であるにもかかわらず建設仮勘 定に計上している場合、精算登録において費用へ変更する ことはできませんので、建設仮勘定に計上している金額を 複式情報訂正した後に、改めて精算登録を行います。</p>	
--	--	--	--